令和２年３月２日

市立小学校児童、市立川西養護学校児童生徒、
市立中学校特別支援学級在籍生徒の保護者のみなさま

川西市教育委員会

臨時休業期間中、家庭において一人で過ごすことが難しいお子さまへの対応について

今回の臨時休業の措置は、感染の流行を早期に収束させるために講じられた措置であり、子どもたちの健康・安全を第一に考えて、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクを避ける観点から行うものです。ついては、基本的には自宅で過ごしていただきたいと考えております。

しかし、下記の（１）にある理由により、どうしても家庭で過ごすことが難しい児童生徒につきましては、以下の要領で小中学校、川西養護学校で受け入れることとします。ただし、体調のすぐれない児童生徒については、お預かりできませんので、ご了解ください。

記

（１）理由

下記の①～③のうち、保護者の就労や介護（看護）により、本来登校している日中の時間帯に子どもが自宅で過ごすことが困難な場合。

①小学１～６年生の児童が一人になるご家庭

②「１年生と２年生の兄弟姉妹の家庭」のように小学１・２年生の児童だけになるご家庭

③特別支援学級在籍児童生徒のご家庭

④川西養護学校児童生徒（小学部、中学部、高等部）のご家庭

※子どもだけで過ごすことが可能な場合は除きます。

※留守家庭児童育成クラブや放課後等デイサービスなど福祉サービス利用できる場合は除きます。

（２）お預かりできる期間と時間（臨時休業日）

期間：３月４日（水）～３月１５日（日）までの臨時休業日のうち平日の８日間。

時間：午前８時３０分～午後２時３０分まで

（３）申し込み方法

別紙「臨時休業期間中の児童生徒の預かり申込書」をもとに、３月３日（火）までに学校へ申し込みを行ってください。原則、申込書は、切り取って必要事項を記入し、学校へ提出してください。

※申込書の記載内容に変更があった場合は、必ず学校にお知らせください。

（４）備考

①児童生徒の送迎については、原則、各家庭でご相談の上、お子さまへのご指導願いします。

②持ち物　　・お弁当　・水筒　・マスク　・タオル　・自習用具　・健康観察カード

※ゲーム機器など、学校で禁止されている用具の持ち込みはできません。

③毎朝の検温結果については、申し込んだ日以外についても、別紙「健康観察カード」に記録してください。

④預かり中のけが等については、基本的に日本スポーツ振興センター適用となりますが、登下校については、通学路を徒歩にて利用した場合に限ります。

⑤各家庭におかれましては、預かりの主旨をお子さまが理解し、安心安全な学校生活が送れるようご指導願います。